企業集団としての親会社監査役と子会社監査役の連携

平成 27 年 7 月 31 日

公益社団法人 日本監査役協会関西支部 監査役スタッフ研究会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・ 2
本報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第1章 グループ会社監査役の選任および配置・・・・・・・・ 3
第1節 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1. アンケート集計結果 3
2. 考察 4
第2節 子会社の監査役・・・・・・・・・・・・ 5
1. アンケート集計結果 5
2. 考察 9
第2章 親会社監査役と子会社監査役の連携・・・・・・・・・ 1
第1節 情報交換・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1. 情報交換の現状 10
2. 子会社からの報告、子会社が集合する会議 15
第2節 子会社監査役を支援する体制・・・・・・・・・ 2
1. 支援体制の整備・支援体制の内容 22
2. 子会社から親会社への相談 25
第3節 親会社監査役への報告体制・・・・・・・・・ 2
1. 報告体制の整備状況、報告される内容 27
2. 会社法施行規則の改正による監査役への報告体制 30
第3章 監査役スタッフの役割・・・・・・・・・・ 3
第1節 連携における監査役スタッフの職務・・・・・・・・ 3
1. アンケート集計結果 34
2. 親会社監査役スタッフと子会社監査役スタッフの連携状況 34
3. 考察 35
第2節 期待される役割・・・・・・・・・・・・ 3
1. 親会社監査役スタッフ 36
2. 子会社監査役スタッフ 37
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
関西支部監査役スタッフ研究会メンバー・・・・・・・・ 4

はじめに

公益社団法人日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会(以下「スタッフ研究会」) では、監査役や監査役スタッフの監査活動の参考となるテーマを取り上げて議論し、報告 書を取りまとめている。

現在、多くの会社で親会社と子会社(孫会社、関連会社を含む。)から成る企業集団が形成され、子会社の業績は連結決算に反映し、子会社の不祥事は会社に対する社会的信頼を揺るがすことに繋がり、子会社の健全な成長は会社経営上の重要な課題と考えられる。また、会社法では企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議することが定められている。

監査役は、連結経営の視点を踏まえて職務を遂行するとともに、企業集団の内部統制システムの構築・運用状況に留意して、企業集団全体の監査環境の整備に努めることが必要となり、子会社監査役との連携は欠かすことができなくなっている。

そこで、今期のスタッフ研究会では、子会社監査役との連携において親会社監査役の役割および監査役を補助する監査役スタッフが果たすべき役割等について調査、研究を行い、報告書を作成することにした。報告書作成においては、関西支部の監査実務部会にご登録の監査役に協力を仰ぎ、親会社監査役と子会社監査役との連携の実態、監査役スタッフの役割等についてアンケートを実施した。アンケートでは親会社、子会社、親会社と子会社の両方の立場に該当する会社(以下「親子会社」)、それぞれの立場に対応した質問を作成し、立場の違いによる実態を分析することで、実務を反映した報告書を取りまとめている。また、本報告書については家近正直弁護士に見ていただいている。ご助力いただいた皆様にこの場を借りて謝意を表したい。

各社で改正会社法への対応を含め親会社監査役と子会社監査役との連携体制等が構築・ 運用されていると思われるが、そこに本報告書がお役に立てば幸いである。

以上

本報告書について

企業集団としての親会社監査役と子会社監査役の連携の実態および監査役スタッフが果たすべき役割等のデータを収集し、監査役スタッフの実務に供するため、関西支部の監査役対象の監査実務部会登録会社354社を対象にアンケートを実施し、70社から回答を得た。本報告書は、親会社、子会社、親子会社の各監査役からの回答をもとに、それぞれの立場の違いによる実態を分析して取りまとめている。親子会社からの回答は、親会社の立場と子会社の立場の両方をアンケート集計に反映している。子会社については、海外子会社と記載のない場合は国内子会社を意味している。

なお、親会社、子会社、親子会社の定義は会社法に基づくものだが、アンケートの設問 に応じて、本編では下記のように取り扱っている。また、アンケートの自由回答について は、原文を可能な限り尊重している。

対象: 関西支部監査役対象の監査実務部会登録354社(平成27年1月27日実施) 回答数 70社(親会社51社、子会社11社、親子会社8社) 回答率 19.8%

アンケートの対象とした会社分類について、本書での定義は以下のとおりとする。

親会社・・・連結対象の子会社を有する会社

子会社・・・連結対象の子会社である会社

親子会社・・連結対象の子会社を有する会社であって、かつ、連結対象の子会社である 会社

第1章 グループ会社監査役の選任および配置

第1節 概要

親会社監査役と子会社監査役の連携を検討していく上で、子会社の会社環境や監査体制について把握するため、グループ会社監査役に関するアンケート調査を実施した。本節では、子会社数、上場子会社の有無、子会社での監査役の選任状況等をまとめている。なお、集計は、親会社 51 社と親子会社(親会社の立場)8 社の合計 59 社で行っている。

1. アンケート集計結果

(1)子会社を有する親会社数

(単位:社)

国内子会社のみ	14
海外子会社のみ	6
国内子会社と海外子会社の両方	39
合計	59

(2)子会社における監査役設置状況

(単位:社)

全ての子会社に設置	23
大部分の子会社に設置	13
一部の子会社に設置	17
設置していない	6
合計	59

(3)子会社における常勤監査役設置状況

(単位:社)

全ての子会社に設置	1
大部分の子会社に設置	0
一部の子会社に設置	19
設置していない	39
合計	59

(4)上場子会社の有無

(単位:社)

有	4
無	55
合計	59

【参考1】アンケート回答会社の国内・海外子会社数

※アンケートの個別回答より計算

(単位:社)

	全体	国内子会社	海外子会社
子会社を持つ会社	59	53	45
子会社総数	1896	914	982
1 社あたりの平均	32. 1	17. 2	21.8

2. 考察

国内子会社を有している会社は、国内のみ 14 社と国内と海外両方の 39 社の合計 53 社(90%)、海外子会社を有している会社は、海外のみ 6 社と国内と海外の両方の 39 社の合計 45 社(76%)である。子会社内訳は、59 社全体で子会社の総数 1896 社であり国内子会社 914 社(48%)、海外子会社 982 社(52%)である。また、回答 59 社の一社あたりの子会社数は平均 32.1 社であり、国内子会社数の平均は 17.2 社で、海外子会社数の平均は 21.8 社である(【参考 1】アンケート回答会社の国内・海外子会社数)。

全ての子会社に監査役を選任している会社は23社(39%)、大部分の子会社に選任している会社が13社(22%)と、合計するとほぼ半数の会社で、子会社の多くに監査役が選任されている。

常勤監査役を設置していない子会社が 39 社(66%)、一部の子会社に選任が 19 社 (32%)あり、全ての子会社に常勤監査役を設置しているのは1社であった(その1社は、子会社数が1社である。)。常勤監査役を置かない理由として、国内子会社は会社規模が大きくない、上場会社でない等が考えられる。

上場子会社については、上場子会社有りが4社(7%)、上場子会社無しが55社(93%)となったが、近年、親子上場の件数は減少傾向にあり、アンケート結果からも親子上場が少数であることが分かる。

第2節 子会社の監査役

本節では、親会社が子会社監査役にどのように関わっているかについて、子会社監査役の人選決定への親会社の関与、親会社取締役等の子会社監査役の兼務状況、子会社監査役の選任のグループ内部統制への影響等を取りまとめている。なお、集計は、親会社 51 社と親子会社(親会社の立場)8 社の合計 59 社で行っている。

1. アンケート集計結果

(1)子会社監査役の人選を決定する部署等

(単位:社)

親会社が決定	53
子会社が決定	3
不明	3
合計	59

(単位:社)

親会社が決定する場合の親会社の部署	
人事部、経営企画室等主管部署	23
取締役会または経営会議等	13
代表取締役または社長	11
その他	6
승카	53

その他・・・監査役と取締役の協議、親会社および子会社人事担当部署の協議等

子会社監査役の人選は53社(90%)において親会社で決定されている。また、親会社で人選を行う場合、人事部その他主管部署によるものが23社(43%)と半数近くを占め

ている。

(単位:社)

子会社が決定する場合の子会社の部署	
人事部、経営企画室等主管部署	3

(2)親会社監査役の子会社監査役兼務状況

(単位:社)

全ての子会社を兼務	4
大部分の子会社を兼務	2
一部の子会社を兼務	22
兼務していない	31
合計	59

(3)親会社取締役の子会社監査役兼務状況

(単位:社)

全ての子会社を兼務	4
大部分の子会社を兼務	2
一部の子会社を兼務	19
兼務していない	33
その他	1
合計	59

(4) 親会社従業員の子会社監査役兼務状況

(単位:社)

全ての子会社を兼務	6
大部分の子会社を兼務	15
一部の子会社を兼務	20
兼務していない	18
合計	59

子会社監査役兼務状況については、一部の子会社を兼務しているケースを含めると、親会社監査役が兼務しているケースが全て4社、大部分2社、一部22社の合計28社(47%)、親会社取締役が兼務しているケースが全て4社、大部分2社、一部19社の合計25社(42%)、親会社従業員が兼務しているケースが全て6社、大部分15社、一部20社の合計41社(69%)となっており、親会社従業員が兼務するケースが最も多い。

(5)子会社監査役の監査に関するグループ共通の基準やマニュアルの有無

(単位:社)

基準やマニュアルを作成している	10
基準やマニュアルを作成していない	49
合計	59

子会社監査役に関する共通の基準やマニュアルを作成しているのは、10 社(17%)と 少数であり、アンケート結果を見る限り、監査方法については各子会社の自立性に委 ねられていると思われる。

(6) 常勤監査役を選任する子会社の基準の有無

(単位:社)

基準を設けている	5
基準を設けていない	53
その他(回答なし)	1
合計	59

子会社の常勤監査役選任基準については、53 社(90%)が基準を設けていないが、設けている場合の基準は以下のとおりである。

【基準を設けている場合の内容について】

- ・大会社である場合(ただし、大会社以外でも必要と認める場合は選任している。)。
- 大会社かつ監査役会設置会社である場合。
- ・中核会社で監査役会設置会社である場合。ただし、それ以外でも従業員数、売上 高、総資産額に応じて設置の適否を判断する。
- ・親会社が直接内部統制評価を行う子会社や営業収益、従業員数、総資産額等の一 定の基準を満たす場合。
- ・重要子会社(売上高基準)で、他社との合弁会社。

(7)子会社監査役の人選や選任のグループ内部統制における重要度

(単位:社)

極めて重要である	16
重要である	26
それ程重要ではない	15
重要ではない	0
回答なし	2
合計	59

子会社監査役の人選や選任がグループ内部統制に関して重要であるか否かでは、極めて重要 16 社と重要 26 社の合計 42 社(71%)が重要性を感じているが、それ程重要で

はないと回答している会社も 15 社(25%) あった。各理由の要旨は以下のとおりである。 【重要または極めて重要である】

- ・コーポレート・ガバナンスの重要性が増す中、子会社監査役の人選や選任は企業 集団としてのガバナンスにとって極めて重要である。
- ・子会社監査役は、子会社経営陣の業務執行を監査するとともに、日常的なモニタ リング機能を果たす役割を担っており、その役割はますます重要となっている。
- ・グループ内部統制の整備・運用状況が適正かつ円滑になされているかどうかを確認する上で、子会社監査役の活動状況から得られる情報は貴重であり、然るべき 人材を配置することは、グループ内部統制にとって極めて重要である。
- ・グループ内部統制システムの充実に寄与することは、監査役の重要な役割の一つ。
- ・企業集団としてのガバナンス、コンプライアンスが強く求められており、それを 確認、判断する能力が監査役に求められているため。
- ・親会社監査役がグループ全体の状況を把握するには限界がある。親・子会社の監査役間で十分なコミュニケーションができる体制が重要である。
- ・当社親会社を含めたグループのブランド棄損を防止する。
- ・M&A等組織変更により取得した子会社では、その実態把握が十分ではない。

【それ程重要ではない】

- ・現状では、子会社の会社規模が小さく、親会社への影響は極めて少ない。
- ・親会社の監査役や親会社の主管部門が子会社も含めて統制している。
- (8)海外子会社のうち設立準拠法に日本の監査役に相当する役員がいない場合、監査役の立場や役割に近い役員の配置

(単位:社)

全ての子会社に配置	7
一部の子会社に配置	19
配置していない	21
回答なし	12
合計	59

全てに配置の 7 社と一部に配置の 19 社の合計 26 社(44%)が何らかの役員を配置していて、その中の 16 社は監事(中国、韓国)であった。

(9)親会社監査役の(8)の役員の兼務

(単位:社)

兼務している	5
兼務していない	42
回答なし	12
合計	59

親会社監査役が(8)の海外子会社の役員を兼務している割合は5社(8%)と少数である。

2. 考察

子会社の監査役のアンケート結果からは、子会社監査役の人選は、当該親会社の人事部、経営企画室等主管部が決定するケースが最も多く、また、親会社従業員が子会社監査役を兼務することが多くなっている。ただし、子会社監査役の監査に関するグループ共通の基準やマニュアルを策定している会社は17%と少なく、子会社監査役を設置するものの、子会社グループ間で統一された基準の下、監査業務がなされるというケースは少数である。

さらに、常勤監査役を選任する子会社の選定基準についても設定している企業は少数で、数社がその規模や売上・利益への関与度等を勘案して選任の要否を定めている。

なお、近時、グループ内部統制やコーポレート・ガバナンスへの関心が高まる中、子会社監査役の果たす責務については 71%のアンケート会社がその重要性を認識しており、 今後ともその意識は高まってくるものと思われる。

第2章 親会社監査役と子会社監査役の連携

第1節 情報交換

親会社監査役と子会社監査役の連携には、定期的な情報交換が欠かせない。今回の改正会社法において、親会社のみならず、その子会社も対象としたグループ(企業集団)レベルでの内部統制システムの整備義務が会社法施行規則から会社法の条文となった。また、それに伴って、「子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制」が改正会社法施行規則に追加されたことにより、今後親子会社間での連携がさらに重要になると考えられる。

本節では、親会社監査役と子会社監査役との情報交換および子会社からの報告に関する実態調査を行い、その調査結果と今後の課題について考察する。

1. 情報交換の現状

アンケートでは親会社と子会社の監査役の情報交換の現状を調査した。本項で調査した項目は、①情報交換の頻度、②情報交換の内容および方法、③親会社からの情報提供、 ④情報交換に係る社内規程整備状況であり、各種アンケートは「親会社の立場」、「子会社の立場」、「親子会社の立場」についてそれぞれ集計した。

(1)アンケート集計結果

①情報交換の頻度

(単位:社)

	親会社	子会社	親子会社	合計
	(子会社監査役と)	(親会社監査役と)	(親/子会社 両監査役と)	日前
定期	18	7	4	29
不定期	21	3	1	25
行っていない	11	1	2	14
回答なし	1	0	1	2
合計	51	11	8	70

【「行っていない」と回答した理由】

- ・子会社監査役を兼務しているので、情報交換は不要。
- ・問題があれば行うが、問題がないので現在のところ行っていない。
- ・昨年親会社と子会社の関係がスタートしたため、情報交換まで至っていない。

「親会社」の回答では、定期的、不定期をあわせ情報交換を実施している会社は定期 18 社と不定期 21 社の合計 39 社(76%)で、情報交換を行っていない会社(回答なしを含む)が 12 社(24%)を占めている。一方、「子会社」および「親子会社」の回答に

着目すると、得られた回答件数は少なかったものの、情報交換を行っていると回答した会社が多かった。

実施頻度については、親会社が「年1~2回」という回答が多く、「月1回」や「四半期に1回」という回答もあった。子会社、親子会社も同様の頻度で実施されている。

②情報交換の内容および方法

情報交換の頻度に続き、子会社監査役との情報交換の内容および方法を自由記述 にてご回答いただいた。回答は会社の立場別、実施頻度別(定期、不定期)に記載し ている(後掲の【参考2】「子会社監査役が集合する会議等のアンケート結果」に詳 細を掲載しているため、ここでは一部を紹介する。)。

【親会社】

枕云江	
実施頻度	情報交換の内容および方法
定期	・親会社の監査結果と監査計画の徹底
	・常勤監査役がいる子会社と定期的に情報交換
	・監査役、監査責任者、内部監査責任者でグループ監査会議を開催
	・各社の監査計画に関する意見交換
	・改正会社法の対応の方向性
	・監査役の会計監査人との連携等を議論
	・グループ監査会議として、監査役・監査責任者・内部監査責任者が
	集まり、年1回会議を実施し、年4回「グループ監査会議メンバー
	報告ボックス」を発信し情報交換
	・関連資料をポータルサイトを通じて提供
	・経営上リスクが高いと思われる事項について情報共有
	・カンパニー監査役員の活動報告
	・経営状態の確認と改善勧告
	・他社不祥事の検討
	・現況、課題、問題点等を口頭にて報告
	・定期往査による事業執行状態および経営状態の確認と改善勧告
不定期	・監査結果の報告
	・海外はカントリーリスク問題等、国内は会計監査等の情報交換
	・業績の確認
	・従業員や品質等の状態を直接ヒアリング
	・経理部門の監査役往査時に問題があれば質問する
	・子会社から取締役会資料や監査報告書を受領し回覧
	・法律の改正の共有化、監査役の役割意識向上

・子会社監査役から相談があれば対応 ・その他、必要に応じて情報交換を実施

【子会社】

情報交換の内容および方法		
・当期の監査計画		
・監査の実施状況		
・コンプライアンス上の問題点		
・監査結果の概要		
・関係会社監査役と親会社監査役とで情報交換会議		
・社内カンパニー毎に監査役連絡会を実施		
・監査方針の共有		
・子会社監査役から親会社監査役への監査結果報告を個別に実施		
・親会社への報告会を実施		
・会計監査人往査の案内および往査講評結果の報告		
・重大な不祥事等が発生した場合の報告および相談		
・コミュニケーションを随時実施		

【親子会社】

実施頻度	情報交換の内容および方法		
定期	・子会社監査役(監事)を兼務している親会社の監査役から、毎月開催		
	の監査役会の都度、報告を受けている		
	・監査計画、期中監査、トピック、監査実施報告を定例会議にて情報		
	交換		
	・月次決算の説明会を毎月開催		
	・取締役会付議資料を毎回聴取		
不定期	・リスク管理等の内部統制の取り組み状況を面談で実施		
	・不祥事、事故、善管注意義務違反の有無		

基本的に親会社監査役と子会社監査役との情報交換は会議の場を設けて実施しているが、中には会議を開催せず、報告書をデータで関係者に配信し共有している会社もあった。不定期で情報交換を実施している会社については、「監査役連絡会等の会議を設けて情報交換している」、「子会社から報告資料を入手して親会社で回覧している」、「子会社監査役から相談があった都度対応している」の3つに分かれた。

③親会社からの情報提供

親会社から子会社に対する親会社およびグループ会社の方針・計画等に関する情報提供について、子会社からのアンケート結果は以下のとおりとなった。

(単位:社)

子会社からの回答		
十分に行われている	9	
あまり行われていない	0	
全く行われていない	2	
合計	11	

得られた回答件数は少なかったものの、ほとんどの子会社が、「十分に行われている」と回答。「全く行われていない」と回答した2社は、比較的規模の小さい会社であり、親会社監査役との情報交換を不定期ながら設けているが、その情報交換の内容に親会社やグループ全体の方針や計画等が含まれていないのが現状である。一方で、(1)アンケート集計結果①情報交換の頻度で、定期的に情報交換を行っていると回答の7社はいずれも、方針や計画等に関する情報提供が行われており、親会社との情報交換が「定期」か「不定期」かの違いによって、回答が分かれている。

④情報交換に係る社内規程整備状況

監査役監査の実施にあたっては、監査役監査基準等の社内規程を定めているケースが多いと思われる。グループレベルの内部統制整備となると「親会社監査役と子会社監査役の連携」が欠かせないが、現行の規程の中でそこまで踏み込んでいるかまでは不明である。

そこで、監査役監査に関する社内規程の本文中に、親会社監査役と子会社監査役 との情報交換に関する内容が含まれているかのアンケートを実施した。

質問(A) 「子会社監査役との情報交換の内容に関する社内規程等はありますか。」

(単位:社)

	親会社	子会社	親子会社	合計
有	6	0	3	9
無	45	11	4	60
回答なし	0	0	1	1
合計	51	11	8	70

質問(B) 「社内規程等を誰が決定していますか。」(自由記述)

親会社	・社長(起案はグループ内部統制統括管理部門)
	・取締役会または経営会議(起案は総務部)
	・監査役会(監査役監査規程の改廃のみ)
	・親会社監査役
	・監査役室
子会社	(作成予定なし)
親子会社	・監査役会が決定する監査役監査規程に盛り込まれ
	ている
	・当社常任監査役
	・総務担当取締役(監査役と事前協議)

親会社監査役と子会社監査役との情報交換にまで踏み込んだ社内規程の条 文を設けていない会社が多くを占めている。社内規程等の決定方法に関しては、 得られた回答数が少なかったが、関連部門が起案して取締役会や社長等によっ て決裁されているケースが多い。

(2)考察

親会社監査役と子会社監査役の情報交換については、親会社、子会社ともに定期、 不定期に関係なく会議等で情報交換を行っているが、不定期の場合はヒアリング等を 実施することで情報交換を実施している。一方で、情報交換を実施していない会社も 少なくないという実態が明らかになった。改正会社法施行規則に新設された「子会社 の取締役、使用人等の親会社監査役に対する報告体制」を構築するにあたって、問題 点が明らかになるのを待つのではなく、定期的な情報交換の場を設けることでトラブ ルを未然に防ぐ体制が必要であると言えるのではないか。

グループレベルでの内部統制システムの強化を図るためには、グループ会社に対する親会社の方針や計画等を共有することが大切であり、その方針や計画等の策定時期が年度末までと概ね同じであることからも、親子会社間の定期的な情報交換会を設けることが、必須とは言えないが一つの有効な手段となるのではないかと考える。

一方、親会社監査役と子会社監査役との情報交換に関するアンケートでは、情報交換を定期的(または不定期)に実施している会社が多かったが、社内規程の整備状況については、「社内規程はない」と回答した会社が多かった。これは、社内規程で親子会社監査役との連携について特に定めていないものの、親子会社監査役の会議等で定例的、積極的に情報交換がなされているためではないかと推察される。子会社の取締役、使用人等の親会社監査役に対する報告体制の整備が今後求められることを考慮すると、社内規程に「親子会社での情報交換を実施する」旨の条文を定めておくと、当該事項に対する子会社執行部門の意識向上が期待できると考える。

2. 子会社からの報告、子会社が集合する会議

子会社監査役が集合する会議等の開催の有無、頻度、事務局、会議内容について、親会社および親子会社の親会社の立場からのアンケート結果、そして、子会社監査役の会議出席に際しての子会社社長への報告実態は以下のとおりとなった。

(1)アンケート集計結果

①親会社が主催する子会社監査役が集合する会議等の開催

(単位:社)

	親会社	親子会社(親会社の立場)	合計
有	21	3	24
無	29	4	33
回答なし	1	1	2
合計	51	8	59

子会社監査役が集合する会議等は、親会社で21社(41%)、親子会社で3社(38%) 実施されている。

②開催頻度

(単位:社)

	親会社	親子会社(親会社の立場)	合計
1回/年	6	_	6
2 旦	9	_	9
3 回	2	1	3
4 旦	2	1	3
5回以上	_	1	1
毎月	2	_	2
合計	21	3	24

(注)「2~3回」のような回答は、最少回数(この場合は2回)として集計している。子会社監査役が集合する会議等の開催回数は、親会社では年2回以下(1回6社と2回9社の合計)が15社(71%)を占めているが、親会社と子会社の両方の立場を有する会社は、年2回以下はなく全ての会社で3回以上開催されている。これは、親会社が会議を主催する一方で、子会社監査役として親会社が主催する会議に出席するために頻度が高いと推察される。このことを考慮すると、親会社が主催し子会社監査役が集合する会議等の開催頻度は、年2回以下が大半であると考えられる。

③親会社が主催する子会社監査役が集合する会議等の事務局

(単位:社)

	親会社	親子会社(親会社の立場)	合計
監査役(室)	15	3	18
監査役室と他部署			
※他部署	2	_	2
内部監査部、関連事業部			
内部監査部	1	_	1
業務部	1	_	1
経営企画室	1	_	1
回答なし	1	_	1
合計	21	3	24

子会社監査役が集合する大半の会議等は、親会社の監査役(室)18 社と監査役室と 他部署2 社を合計した20社(83%)が事務局を務めている。

④会議等の内容

【監査方針・計画の徹底・共有】

- ・親会社監査方針・計画の伝達
- ・内部監査中期計画の進捗

【株主総会議案】

・各社株主総会前後に、議案等の確認および各社課題

【会社法・会計基準変更対応】

- ・法改正・社内規則改訂等への対応
- ・期末監査の対応
- ·会計制度変更内容

【分科会活動】

・分科会活動の報告

【親会社の情報の共有】

- ・親会社の経営会議および取締役会のフィードバック
- 各会社での重要事項の連携

【ガバナンス・コンプライアンス】

- ・内部統制上の課題について
- ・不正事例と不正防止のための監査のポイント

【海外子会社対応】

・重要法令を遵守するための各国の取組み 等

【子会社の概況報告・子会社監査役の活動報告】

- 各社の業績報告
- ・子会社における活動状況 等

【新任監査役教育】

- ・「会社法と監査役」、「内部統制とは」を親会社監査役が解説
- ・グループ新任監査役研修
- ・外部講師による講演(会社法や会計経理について)

【フリーディスカッション】

- ・監査にあたっての留意点等の意見交換
- ・子会社監査役としての困り事や悩み事について他
- ・特定テーマに対する意見交換

【内部監査部門による監査結果の共有】

・監査部が実施した内部監査結果の報告

⑤親会社監査役との情報交換について、子会社監査役の子会社社長への事前通知

(単位:社)

必ず報告	1
内容に応じて報告	8
報告していない	2
合計	11

子会社監査役は、子会社社長に会議出席の事前に報告内容を通知する義務はないが、必ず報告1社と内容に応じて報告8社の合計9社(82%)の子会社監査役が何らかの報告を事前に行っている。

(2)考察

子会社監査役が集合する会議等は、親会社・親子会社ともに 40%近くの会社で実施されている。「1. 情報交換の頻度・内容、社内規程」のアンケートでは、会議等を実施する会社では情報交換(定期・不定期)は親会社で 76%、親子会社で 63%が実施されており、その内、子会社監査役が集合する会議等が実施されていると推測される。

会議内容として、親会社監査方針・監査計画の徹底・共有化、子会社監査役の活動報告、法改正・会計制度変更等への対応が多くの会社で実施されているが、会議における情報提供は、親会社から子会社へのものが大半であり、子会社から親会社への提供は少ないようである。

コンプライアンス強化のため、不正事例の紹介が多くの会社で実施されている。但 し、社内の不正事例の共有化に際しては、実際の発生事業場名・実名を伏せて実施し ているところもあると推察される。 新任監査役研修や外部講師による講演等も一部の会社で実施されている。 多数の子会社監査役を要する会社では、テーマ研究と子会社監査役間の交流・レベルアップを目的とした分科会を実施し、会議で成果報告を実施している事例がある。

【参考2】子会社監査役が集合する会議等のアンケート結果

【親会社】

会議等の名称	会議等の 事務局	開催頻度	会議等の内容
関係会社監査役情報交換会	親会社監査役	年2回	・子会社における活動状況等
関係会社監査役連絡会	経営企画室	年2回	・各社株主総会前後に議案等の確認および各社課題・監査にあたっての留意点等の意見交換
監査結果報告会	監査部	毎月	・監査部が実施した内部監 査結果の報告
グループ監査役連絡会	親会社監査役室	年2回以上	・各社の監査活動・会計基準等の変更・コンプライアンス事例の報告・取締役業務執行確認書等
グループ監査役連絡協議会	親会社監査役スタッフ	年4回	・四半期の数字・現況・課題・問題点・連絡事項と情報交換・その他※親会社監査役も出席
監査役連絡会	親会社監査役会	年2回	• 監査報告
子会社監査役情報連絡会	親会社監査役スタッフ	年 3~4 回	・年間監査役計画の策定に あたって、監査役監査の 進め方とスケジュール ・内部統制上の課題 ・関係法規の改正と影響 ・各社の経営トピックス ・期末監査にむけて 他

グループ会社監査役連絡会	親会社監査役室	年1回	・外部講師による講演(会社 法や会計経理について)・特定テーマに対する意見 交換・フリーディスカッション (子会社監査役としての困 り事や悩み事について他)
監査役連絡会	親会社監査役	年1回程度	・情報交換・監査計画の確認・重点事項の確認・親睦
連絡会議	業務部	毎月1回	・親会社の経営会議および 取締役会のフィードバック・各会社での重要事項の連携
グループ監査会議	監査役室・内部 監査室	原則年1回	・内部監査中期計画の進捗 ・不正事例と不正防止のための監査のポイント ・重要法令を遵守するための各国の取組み等
①グループ監査役全体会議 ②カンパニー監査役員会議	親会社監査役室	①年 2 回 ②年 4 回	・本社監査方針、計画の伝達・法改正、社内規則改訂等への対応・親会社監査役からのコメント・要請・分科会活動の報告等
グループ監査役会	監査役スタッフ	年1回	・「会社法と監査役」、「内 部統制とは」を親会社監 査役が解説
グループ監査役連絡会	監査役室	年3回	・常勤監査役設置子会社で グループ監査役連絡会を 定期的に開催・「監査方針、内容、手法」、 「会社法改正対応」、「他

			社不祥事の検討」等のテー
			マで意見交換
			・各社常勤監査役を対象に
			グループ監査役懇談会
			・各社の監査計画に関する
 グループ常勤監査役懇談会	 監査役室	年2回	意見交換
770 7 印 数 皿 且 及 心 飲 五			(至近の事例)
			改正会社法の対応の方向
			性や監査役の会計監査人
			との連携 等
			・各社の状況報告
グループ監査役会	親会社監査役室	年1回	・グループの監査方針
			・事例紹介(または講義)
① 万九。 一分股大小市份人			・監査役としての職責
①グループ監査役連絡会		①年2回	・監査手法、内容
			・外部講師による講演会
②業種別監査役連絡会分科	監査役室	②年1~2回	(コンプライアンス、法制
会			度等)
		③年1回	・親会社幹部からの今後の
③グループ新任監査役研修			方針等の講演 等
			・各子会社に対し、概ね、
監査役協議会		年2~3回	年 2~3 回の監査、査察訪
			問
DEL TAKE A	Et de CE	-	· 業績報告、経理変更内容
グループ監査役会	監査役スタッフ	年1回	等
			・親会社における内部監査、
			コンプライアンス等の取
			組み
			・監査役業務の改善に資す
グループ監査役会議	関連事業部、監	年4回	る取組み
	査役室		・法律・税制改正等の動向
			・集合会議にて実施、資料
			はポータルサイトを通じ
			て提供
			・各社の監査役監査の状況、
グループ常勤の監査役会議	親会社監査役室	年2回	関係法令改正情報、会計
		l	104 NUMBER 10 STATES 110 100 1

	関係情報等を中心に情報
	交換および意見交換
	※グループの常勤監査役が
	出席

【親子会社】

1 * - : : : : : 2	T		
会議等の名称	会議等の 事務局	開催頻度	会議等の内容
グループの常勤監査役研修会議	親会社の監査役 室もしくは内部 監査部門	年3回程度	・監査実施状況の事例報告 ・監査役監査に関するトピックス等の解説、紹介 ・会計やコンプライアンス等に関する情報提供 ・各種情報交換等
関係会社監査役連絡会	親会社常任監査役	年4回	・監査計画、監査実施状況 ・監査報告書、親会社の監 査役からの通知文、法令 変更情報、内部通報情報、 不祥事情報等の提出につ いて説明と情報交換
①子会社常勤・準常勤監査役 連絡会 ②グループ監査役会議	監査役スタッフ	①年5回②年2回	① ・監査計画(背景・論点等の整理を含め) ・期中監査状況・トピック(取締役会の状況、内部通報その他異例事項含む) ・年度監査実施概要・監査報告等 ② ・研修会(法務・会計・経営)・情報交換会(監査報告に向けて、ひな型・制度改正・日程・異例事例等)

第2節 子会社監査役を支援する体制

1. 支援体制の整備・支援体制の内容

今回の会社法改正において、会社法第362条4項6号で株式会社の業務の適正と併せて、親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制整備が図られた。

これにより、企業集団における内部統制システムの整備が一層強く要請されることとなり、監査実務においても、親会社から子会社への情報提供、両者の意思疎通機会の充実等、子会社監査役を支援する体制を一層強固なものにしていく必要がある。

以上を踏まえ、企業集団における監査の実効性を高めるための手掛かりとすべく、 子会社監査役の支援体制、支援の具体的内容、解決すべき課題等について現状の調査 を行い、その結果に基づき考察を行った。

(1)親会社が子会社監査役を支援する体制

(単位:社)

	親会社		親子	合計	
	机云红	子会社	親会社の立場	子会社の立場	一百日
有	14	6	4	7	31
無	36	4	4	1	45
回答なし	1	1	0	0	2
合計	51	11	8	8	78

親会社 51 社と親子会社(親会社の立場)8 社の合計 59 社のうち、子会社監査役の支援体制を構築しているのは親会社 14 社と親子会社 4 社の合計 18 社(31%)であり、親会社 36 社と親子会社 4 社の合計 40 社(68%)では支援体制がないと回答があった。

子会社 11 社と親子会社(子会社の立場)8 社の合計 19 社のうち、会社の支援体制があると回答しているのは子会社6社と親子会社7社の合計 13社(68%)であり、親会社の回答傾向と異なっている。

「支援がある」と回答した会社の具体的内容は以下のとおりである。

- ・会議、イントラネット等による情報発信(法改正への対応、経営課題、リスク情報等)
- ・親会社と子会社間の情報交換、意見交換(各種会議、面談等)
- ・子会社監査役間の情報交換、定期的交流(親会社による支援含む)
- ・親会社による子会社新任監査役のための基礎研修
- ・監査要領やマニュアル等の提供
- ・日々の各種質問・相談等への対応

- ・不祥事発生の際等における調査協力
- ・親会社監査役等の子会社監査役兼務 等

(2) 親会社監査役と子会社監査役間の意見調整

回答が少ないため把握は難しいが、監査計画の策定、各種支援の実施、子会社に おける監査役(会)の体制等に関し、親子監査役間で意見の調整等が行われているケースが多いのではないかと推測される。

(3)連携に関する有効事例、要望・意見等

連携に関する有効事例については、親会社および子会社から多くの回答があり、 内容からも、積極的な連携が具体的成果に確実に結び付いていると判断することが できる。子会社側からは、監査環境や情報量等の違いを背景に、親会社によるサポートを一層期待する旨の回答が多く寄せられている。

会社法やコーポレートガバナンス・コード等により、企業集団における内部統制 システムの一層の強化が求められる中、以下の事例や要望・意見等を参考に、グル ープ内で連携強化を図り、監査の実効性を高めていくことが望まれる。

①連携の有効事例

【親会社の回答】

- ・今回の会社法改正の内容等について、親会社から子会社に対し、迅速な情報提供を行った上で、グループ全体として適切な方針策定を行うことができた。
- ・コンプライアンス事例につき、グループ全子会社(監査役含む)との共有を図っており、健全なグループ運営の推進に活かしている。
- ・親会社の常勤監査役や部課長等が分担して子会社監査役を兼務しており、日頃 から監査役同士で連携等を図っている。
- ・業種別、エリア別にグループ会社監査役連絡会を開催し、課題の共有や監査へ の具体的反映等に役立てている。
- ・子会社監査役就任時に、親会社監査役・スタッフにより初任者研修を開催する とともに、早期に親会社監査役との面談を設定する等のサポートを行い、連携 につなげている。

【子会社の回答】

- ・親会社からの会社法改正等に関する情報提供や解説は非常に有効であった。
- ・親会社との定期的会合で、子会社の経営課題(取締役会付議案件等)等を報告しており、情報共有と今後のあり方を整理・確認する良い機会となっている。
- ・親会社やグループ他社の各種報告(監査の重点テーマ、コンプライアンス事象等) を聞くことは、それぞれの課題や案件を今後の参考にする重要な機会となる。

・グループ監査役連絡会を定期的に開催し、課題や情報の共有化を図っている。

②要望・意見等

【親会社の回答】

- ・親会社主体で情報交換会を行うだけでなく、各子会社持回りで幹事を担当し、 主体的に実施すべきとの議論があり、次年度より具体化するよう計画している。
- ・重要な子会社(グループ外売上比率の高い会社等)には常勤監査役を設置し、親 会社監査役等と密接に連携を図りつつ、実効性のある監査を行うべきである。
- ・親会社内部監査部門による子会社監査体制の充実、親子各監査役との連携を一 層強化していく必要がある。
- ・全ての子会社に対し、監査役(会)や監査役スタッフから、文書(メール)によって必要な情報を適宜発信することが大切である。
- ・各子会社の業務特性等が十分に反映された内部統制システムの構築・運用に向け、親会社としてのサポートを一層充実していく必要がある。
- ・不祥事発覚の際の事実関係等の迅速な把握・伝達、再発防止対策の共有等を通 じ、グループ全体としての内部統制を一層強化していく必要がある。

【子会社の回答】

- ・子会社監査役への新規就任時において、親会社側からの、新任としての心構え やアドバイスの伝達をさらに充実してもらいたい。
- ・グループ各社の監査役監査計画に関し、親会社監査役から、グループ全体で共 有するスタンスや視点等を示すことにより、各社の計画に反映していくことが 望ましい。
- ・親会社監査役としての課題認識(経営関連、リスク事象等)や活動状況等を適宜 発信してもらいたい。その際、双方向のコミュニケーションにより、互いの意 思疎通ができるよう配慮してもらえるとありがたい。
- ・子会社において、監査役と代表取締役の情報格差は歴然であるため、関係する 業種に留まらず、監査に活かせる幅広い情報伝達を期待したい。
- ・各社で悩みとなるのは、監査役スタッフの経験や質が大きく異なっていること であり、子会社で円滑に監査を進める上で、親会社の監査役スタッフ主導によ り、ノウハウ・ツール等の充実、子会社サポートの強化を図ってほしい。

(4)考察

改正会社法により、企業集団としての内部統制が強く要請されることとなり、また昨今、子会社が不祥事に大きく関わる事例も数多く見られ、子会社監査役が果たすべき使命・役割はますます大きくなっている。

そうした中で、今回の調査結果から現状を総括すると、親会社の多くは、子会社監

査役を支援する体制は無いと回答しているものの、連携の有効事例や今後の課題認識等から、今後の充実・強化を進めていこうとする姿勢がうかがえる。子会社側は、親会社の支援体制があるとする回答が多いものの、要望・意見等の内容から、親会社による一層の支援に対する期待が強いものと考えられる。

今回紹介された有効事例・要望等は、企業集団としての内部統制をさらに強化していく上で大変示唆に富むものであり、各社グループにおける今後の検討材料として参考にしていただけるものと思われる。

2. 子会社から親会社への相談

親会社監査役は、その職務を適切に遂行するため、必要に応じ、子会社執行部門や子会社監査役その他の者との、意思疎通および情報交換を図るよう努めなければならない。 子会社監査役等は、監査環境が整っていない中で職務の遂行をすることが多く、種々の悩みや問題を抱えている場合も少なくないので、親会社監査役はその相談に乗り、あるいはグループ全体の立場から解決を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、相談窓口となっている部署に関するアンケート等を基に現状の調査を 行い、その結果に基づき考察を行った。

(1)子会社監査役の相談窓口

①親会社からの回答(複数回答可)

(単位:社)

関係会社管理専門部門	23
監査役室	21
総務部門	20
経理部門	19
法務部門	14
人事部門	13
その他	16
合計	126

その他の部署 … 経営企画室、主管部門、内部監査部門、監査役本人 等 ※親会社 51 社と親子会社(親会社の立場)8 社の合計 59 社で計算している。

親会社が子会社監査役から相談を受ける窓口として、21 社(36%)で執行部門から独立した監査役室が対応している一方、関係会社管理専門部門、総務部門、 経理部門が対応している場合が多い。

②子会社からの回答(複数回答可)

(単位:社)

監査役室	12
関係会社管理専門部門	6
総務部門	5
法務部門	4
経理部門	4
人事部門	2
その他	6
合計	39

その他の部署…主管部門、監査役会、監査役本人、担当部長 等 ※子会社 11 社と親子会社(子会社の立場)8 社の合計 19 社で計算している。

子会社監査役が親会社へ相談する際の窓口として、12 社(63%)で執行部門から独立した監査役室が対応している一方、関係会社管理専門部門、総務部門、 法務部門、経理部門が対応していることが多い。

アンケート結果の母数に差はあるが、①親会社と②子会社の回答の傾向を比較しても大きな差はない。

(2)連携に関する有効事例、要望・意見等

アンケート回答の「相談」という言葉をキーワードに回答を集約してみた。 相談に関する連携の有効事例については、親会社、子会社ともに数はあまりない が、特に不祥事発生の際における調査協力に関しての記述がいくつかみられる。

子会社側からは、監査体制や情報量等の違いから、親会社の相談窓口による対応 を今以上に期待する旨の回答が寄せられている。

【親会社の回答】

- ・グループ監査役懇談会の場で、法令改正や監査計画について情報提供を行うと 共に、その他個別相談については、都度対応している。
- ・親会社の内部監査部門主催で子会社監査役を対象とした研修会を実施。親会社 の子会社管理部門は、子会社監査役からの相談等を随時受け付けている。
- ・支援体制ではないが、子会社往査時やグループ監査役会(年 1 回)にて面談し、 相談にのっている。
- ・親会社で実施していた競業取引等に関する取締役への確認書を子会社へ展開する時に子会社監査役と監査役スタッフが連携して子会社で説明を行い、また相談に応じて順調に展開等がなされた。

【子会社の回答】

- ・親会社監査役と重大な不祥事が発生した場合の報告・相談や普段からのコミュニケーションは有効であった。
- ・会社法の改正に伴い、社外監査役の要件の厳格化を考慮して子会社の機関設計 の見直しの検討が必要となり親会社監査役に相談をし、親会社監査役および関 連部門を含めて検討し当社の機関設計の見直し、定款変更にいたった。
- ・子会社監査役への親会社監査役スタッフによる情報提供(就任時の心構え等のアドバイス等)や相談の対応窓口としての役割を要望されている。
- ・子会社監査役の支援要請に対する(不祥事があったとき等の調査支援、相談等) 協力をしてもらいたい。
- ・親会社スタッフによる会社法改正への対応方針等における、親会社と子会社間 の調整サポートを期待する。
- ・子会社監査役(親会社部門長等の兼務)の子会社における監査役監査をどこまで 実施すれば良いのか深さ、広さに対する横通しの場面を設定してもらいたい。
- ・今回の会社法改正に基づく内部統制システムの基本方針の変更、会計監査人の 再任等の手続き等について、親会社から丁寧なサポートがあり、色々な相談に も応じてもらい、円滑に進めることができた。

(3)考察

子会社から親会社への相談に関しては、まず、日常の監査業務に関する事項やリスクの芽等をお互いに相談しあえる関係、すなわち、ある程度の情報共有ができる信頼関係を築いていくことが必要である。しかしながら、緊急事態であるリスク・不祥事等内部統制上の問題が発生した場合は、速やかに、子会社から直接的、間接的に親会社監査役への報告、調査協力や今後の対応の相談等が行われることが期待される。

そのような観点から、子会社監査役から親会社への日常的な相談等に接する機会がある。親会社監査役スタッフは、子会社からの相談窓口として貢献できる場面も 多いのではないだろうか。

前述したアンケート回答の「有効事例、要望・意見等」は、アンケート調査の回答結果の中から、貴重なご意見を列挙したものであり、今後の検討時のご参考になれば幸いである。

第3節 親会社監査役への報告体制

1. 報告体制の整備状況、報告される内容

会社法改正の以前から、大会社は「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成

る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を整備することが求められていた。その体制とは、子会社の取締役等から親会社の執行部を経由して親会社の監査役に報告する体制、子会社の取締役等から親会社監査役に直接報告する体制のいずれかであり、それらの体制についての会社法改正以前の状況についてアンケート調査を行った。

(1)アンケート集計結果

①報告体制の整備の有無

(単位:社)

	親会社	7.人4	親子	会社	合計
		子会社	親会社の立場	子会社の立場	台町
有	30	7	5	7	49
無	21	3	2	1	27
回答なし	0	1	1	0	2
合計	51	11	8	8	78

②報告の実例

【子会社を統括する執行部門(または当該部門取締役)から報告を受ける】

- ・取締役会月次経営報告の中で経営企画室から報告を受ける。
- ・子会社を所管する経営統括部、親会社取締役が報告を受け、必要に応じ監査 役に報告される。
- ・規定等整備されていないが、適宜内部監査部門、取締役等から報告を受けている

【子会社の監査役または取締役等から直接報告を受ける】(※)

- ・子会社役員から直接報告を受ける。
- ・親会社監査役が子会社社長と年2回面談し、報告を受ける。
- ・親会社の監査役会で報告を受ける。
- ・月例会議での報告。子会社の使用人が、親会社監査役に報告する。
- ・不祥事等の発生時には、親会社監査役は不祥事発生の経緯、今後の防止策の 報告を受ける。

【親会社監査役が子会社を往査した際等に報告を受ける】(※)

- ・親会社監査役が子会社に出向いた際に子会社役員等より報告を受ける。
- ・子会社往査に関連して事前質問状への回答書および往査時の面談による。
- 会計監査人の子会社往査に同行した際に子会社役員等にヒアリングを行う。

【上記の組み合わせにより報告を受ける】(※)

・毎年、親会社監査役による子会社往査実施時に報告を受ける。また子会社の 主管部門(親会社)が開催する会議に出席し、報告を受ける。

- ・子会社監査役から直接報告を受ける場合と親会社取締役から聞き取る場合がある。
- ・重要なリスク事案等は、親会社監査役に直接報告する。その他は、親会社の 関係会社担当部署に報告し、必要に応じ同部署から報告される。

【その他】

- ・毎月・毎週の業績報告が経理部門に各子会社より報告され、その内容は社内 イントラネットより閲覧できるようになっている。
 - (※)直接とは、親会社の執行部門等を通じてではなく、子会社の執行部門等と実際にコンタクトを取ることを意味する。報告を受けるとは、親会社監査役の子会社に対する調査・聴取を含む。

③子会社監査役との連携

- ・子会社役員等のヒアリングに子会社監査役が同席する。
- ・親会社監査役の子会社往査に同席し、親会社監査役と情報を共有する。子会社 について調査が必要な場合は子会社監査役を通じて行う。
- ・子会社役員等の執行部門へのヒアリングに引き続き、執行部門は同席せず、子 会社監査役と直接ヒアリングを行っている。
- ・親会社監査役から子会社監査役へ声をかけて、ヒアリングに同席を願う。

(2)考察

親会社監査役への報告については、親会社の子会社を管理する取締役等の執行部門経由、親会社監査役が子会社役員等から直接報告を受ける、親会社監査役の子会社往査の際に報告を受ける、資料等を受領する等会社により様々な形態がみられた。親会社監査役は、これらの報告を受けることによって、子会社の業績や経営上の課題といった経営に関する事項、内部統制、ガバナンスの状況等を把握している。報告には、親会社監査役が直接に調査・聴取を行うことも含まれているが、アンケートからは親会社監査役が直接に調査等を行う実例が多くみられた。

また、上記の報告体制整備の有無で「無」と回答した会社 27 社のうち、自由記述欄において、必要に応じ、または、適宜親会社監査役が報告を受けることとなっている等の記載がある会社が 8 社あった。従って、「有」と回答した会社 49 社と合わせると、実質的には 78 社中 57 社(73%)の会社において何らかの形で子会社の役員、使用人等から親会社監査役への報告体制があると言える。一方、「無」と回答した残りの 21 社についても、親会社監査役に対して子会社からの報告が全くなされていないと断定することはできないものの、改正会社法において企業集団レベルで内部統制システムの整備が従前以上に求められるようになったことから、今後子会社から

親会社監査役への報告体制を充実させる、または、整備することが望まれる。

2. 会社法施行規則の改正による監査役への報告体制

会社法および会社法施行規則の改正は親会社監査役への報告体制に関し、何らかの影響があったものと容易に推測できる。このため各社の対応状況についても確認するため、 追加のアンケート調査を実施した。ただし、本追加アンケートの回答数は 38 社であり、 回答数に差異が生じている。

(1)監査役への報告体制等に関する会社法施行規則の改正の概要

株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の内容に、企業集団における業務の適正を確保するための体制が含まれる旨が会社法第362条4項6号に定められることとなった。

これを受けて会社法施行規則では監査役の情報収集に関する規定の充実、具現化等が図られた。第 100 条 3 項 4 号では子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が親会社監査役に報告する体制の整備を図ることが、第 100 条 3 項 5 号では報告者が当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けないことを確保する体制が規定された。

(2) 各社の対応アンケート結果について

(単位:社)

問 1.	会社法施行規則の改正(以下	改正規則)に伴って、監査役への報告体制の再整
	備(業務の適正を確保するた	めに必要な体制の整備に関する取締役会決議の改
	定)や監査役監査に関する社	内規程の改定等を実施したか。

i 実施する	24
ii 実施しない	12
iii その他	0
合計	36

(注) ii (社内規程の改定等を実施しない)と回答のあった 1 社は大会社でなく、その他と回答のあった 1 社は対応中とあったため、この 2 社を対象外とし、以下は回答数 36 社として分析を行っている。

36社中24社が何らかの改定を実施すると回答していることから監査役への報告体制の整備に関しては取締役会決議の改定が多くの会社で実施されていることがわかる。

問 2. 問 1. で ii と回答した理由			
i 既に改正規則の趣旨に適った体制が整備されているから	5		
ii 規程等を改定しなくとも、実態として十分な報告がなされているから	7		
iii その他	0		
合計	12		

改定等を実施していない会社の理由は2つに分かれたが、i(改正規則の趣旨に適った体制が整備されている)は体制の整備状況、ii(規程等を改定しなくても、実態として十分な報告がなされている)は運用状況が実態としてなされていると思われる。

ただし、理由だけ見ると確かに十分な対応ができているように見えるが、後の問 5 でも取り上げるが、 i 、 ii の理由は、執行部門と監査役では、体制に対する認識が多少異なっている可能性がある。

(単位:社)

問	問3. 問1. でiと回答した場合、実施する場合の基本スタンス (複数回答可)				
i	改正規則の内容に則って必要とされる必要最低限のもの	12			
ii	改正規則の内容は既に体制や規程等に織り込まれているが、この機会に	6			
	規程の明確化を図るもの	O			
iii	改正規則の内容は既に運用において実施されているが、規程等において	11			
	明確にされていなかったので、この機会に体制や規程の整備を図るもの	11			
iv	改正規則が要求するものだけでなく、この機会に体制や規程をより拡充	2			
	するもの	2			
V	その他	4			
合	計	35			

i(改正内容に則った必要最低限)と回答した会社 12 社中 8 社が i のみの回答であった。その他のコメントの欄に「改正規則の内容は既に運用において実施されており、取締役会決議内容を改正規則と実際の運用に合わせて改定するもの」と回答している会社があった。

十分な運用を行っているが、決議内容の改定を必要最低限にとどめる会社もあるであろうが、中には必要最小限の運用しか出来ていないために決議内容の改定を必要最小限にとどめざるを得ない会社もあると思われる。この 8 社は、会社規模、人材、経費関係、会社風土等の違いにより運用面で多少バラツキがあるのではないかと推測される。

ii (規程等に既に織り込まれているものを明確化)を回答した多くはiii (運用において実施されているが、明確にされていなかったものを整備)も回答している。ii、iii、iv (改正規則が要求するものより拡充)のいずれか、または、複数を回答した会社 12 社については、運用上はすでに対応しており、これを機に体制や規程の再整備を図ろう

としている。

(単位:社)

問 4. 監査役への報告体制の整備はどのような形で実施するか (複数回答可)			
i 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議	22		
の改定			
ii 上記 i 以外の監査役への報告体制の基準等の整備(「監査役報告基準」	9		
等)	9		
iii 監査役に適宜・適切に報告すべき旨の通達、連絡および会議開催等のグ	7		
ループ内周知徹底	1		
iv その他	0		
合計	38		

問1のiを回答した24社中22社がi(体制の整備に関する取締役会決議の改定)と回答、残りの2社はii(監査役への報告体制の基準等の整備)を回答している。また、22社中8社がiiを回答している。問1のiiを回答した12社中2社がiii(監査役に報告すべき旨のグループ内周知徹底)を回答、また、1社がiiを回答している。

監査役への報告体制の整備としては、執行側の整備として取締役会決議の改定が多くの会社で行われているようである。

今後は、取締役会の決議をどの様に実際の運用で展開し、どれだけ周知徹底と実効性が図れるかが課題であり、また、監査役への報告体制の充実は、監査役スタッフに、よりきめの細かな対応を要求されることになると考えられる。

(単位:社)

問 5. 間 4. において業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会 決議の改定を実施される場合、改定プロセスにおいて、執行ラインから取締役 会での審議以前に改定内容について協議や確認の要請等があったか。要請等が あった場合、その内容を監査役会で審議したか

i あった	10	監査役会の審議有 6		
1 8) 2) /_	18	" 無 12		
ii なかった	3	内1社は事前に改定内容を承知		
iii その他	1	今後、協議予定		
合計	22			

「監査役への報告体制の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の改正について、執行側から改定内容について協議や確認の要請等が18社(82%)であったが、実際に内容を監査役会で審議をしたのは、3分の1程度であった。

監査役の職務に関わる重要な改定であるため、監査役会での審議がなかったとして も監査役全員で十分な意見交換が行われていたと推測されるが、内容の重要度から監 査役会で審議する必要もあったのではないかと考えられる。

問 6. 問 4. において業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役				
会決議の改定を実施される場合、その改定の内容 (複数回答	可)			
i 報告の主体としての子会社の取締役等の追加	17			
ii 報告主体の不利益取扱いの禁止規定の追加	19			
iii その他	7			
合計	43			

改定内容は、i(子会社の取締役等の追加)とii(不利益取扱いの禁止規定の追加)を 共に回答した会社が15社(68%)と最も多かった。また、複数回答可としたため、iii(そ の他)と回答した会社にはi、iiに回答している可能性はある。従って、監査役の経費 に係る事項も含め、3項目について改定されていると推測される。

(3)考察

アンケート結果としては、会社法改正に対し監査役への報告体制の再整備や監査役監査に関する社内規程の改定をする会社が3分の2程度であった。改定しない会社もあったが、各社のそれぞれの考え方や置かれている状況が異なるためであろう。

会社法施行以来9年を経て、時流の変化と共に解釈が変化していることもあり得るので、取締役会において再決議するのも大きな意味があるのではないか。

そして、監査役への報告体制が整備されるとともに、監査役には今まで以上に多くの情報が入って来る事となる。監査役スタッフは、この情報を取りまとめ、本文で述べたような活動や提言により、監査役スタッフの必要性が再認識され、期待される役割もより大きくなるのではないか。

第3章 監査役スタッフの役割

第1節 連携における監査役スタッフの職務

本節では、子会社における監査役スタッフと親会社の監査役スタッフとの連携について アンケート結果から考察してみたい。

1. アンケート集計結果

この項目では、子会社監査役スタッフの設置状況(子会社は自社の監査役スタッフの設置状況)についての回答結果を紹介する。アンケートは、「親会社の立場」、「子会社の立場」、「親子会社の立場」から回答いただいている。「親子会社の立場」については、「親会社の立場」と「子会社の立場」の両方の立場の回答を得ている。それぞれの立場に分けて集計した。

(単位:社)

	親会社	子会社	親子	会社	合計
	机云红	丁云 红	親会社の立場	子会社の立場	百亩
有	4	2	2	5	13
無	47	9	6	3	65
合計	51	11	8	8	78

2. 親会社監査役スタッフと子会社監査役スタッフの連携状況

この項目では、親会社監査役スタッフと子会社監査役スタッフがどのように連携を行っているかについて、自由記述方式で得られた回答を紹介する。回答は、前項で子会社 監査役スタッフ設置「有」と回答した会社から得たものである。回答事例は親会社の立 場と子会社の立場に分けて記載した。

【親会社からの回答】

- ・グループ監査役全体会議に監査役スタッフも参加(年2回)
- · 勉強会(年 3 回)
- ・監査役スタッフが置かれている子会社はごく一部であるが、子会社(監査役も含め) から質問等があれば都度対応している
- ・監査や機関運営に係る法令等の情報提供および問合せ対応
- ・監査の実務面でのアドバイス

【子会社からの回答】

- ・情報交換会(3社から同回答)
- ・当社の監査役会資料を提供
- ・随時情報交換、相談等を実施

- ・「グループ常勤監査役連絡会」(年3回開催)への監査役スタッフのオブザーバー出席、その内容は、各社の監査計画・実績の情報交換や勉強会が中心
- ・年1回のグループ会社の監査役スタッフによる情報交換会の開催
- ・必要があれば、親会社監査役室に連絡すれば対応してもらえる
- ・監査役(会)業務に係る会社法の勉強会

3. 考察

子会社監査役スタッフの設置状況については、各社の規模、常勤監査役設置状況、株式公開状況、企業グループの中での役割等も様々であり、また、親会社の立場の回答では、具体的な設置会社数を答えていただいているわけでもなく、集計結果の数値について一概に評価をすることはできない。ひとつの参考数値として受け止めたい。

次に、子会社に監査役スタッフが設置されている場合、親会社の監査役スタッフと どのような連携がなされているかについての回答を見ると、情報交換会や勉強会といった場を設けて連携を図っている事例を挙げる会社が半数近くに上る。

また、他の回答からは、必要な情報を得たい場合は、随時、コンタクトをとっている様子も窺われるが、子会社監査役スタッフから親会社監査役スタッフへの問い合わせや質問というケースが多く、親会社監査役スタッフが子会社監査役スタッフに対して指導的な役割を果たしているという関係性も見えてくる。子会社監査役スタッフにとって親会社監査役スタッフは頼れる相談相手といった位置付けであろうか。その反面、親会社監査役スタッフがやや受け身のスタンスにも感じられる。より積極的に子会社監査役スタッフとのコミュニケーションを図ることが、一体感の醸成やタイムリーな情報入手等に益するものと考える。

情報交換や勉強会、問合せ等の具体的な内容に触れた回答は少ないが、各社の監査計画や実績の情報共有、監査や機関運営に係る法令等の情報提供等が挙げられている。もちろん、それ以外にも親会社の監査方針や法改正への対応方針の情報共有、事業状況、監査計画、監査実施状況、リスク状況、不祥事や事故事例、監査業務ノウハウ等内容は多岐にわたるものと推察される。

改正会社法により企業集団の内部統制システムの実効性向上がクローズアップされているが、その実現のために、グループ内で課題や情報の共有化を進めることは、大前提と言えよう。それにより親会社の監査役と子会社の監査役がベクトルを合わせ、グループ監査体制を強化していくことにつながるはずである。親会社監査役スタッフと子会社監査役スタッフも相互の交流、連携により個の力を高めるとともに、監査役への補助を通じて企業集団におけるコーポレート・ガバナンスの向上に役立つよう効果的に活動することが一層求められ、その存在の重要性もますます高まっていくものと考えられる。アンケートの回答からはそのような現場の意識や自覚もある程度うかがわれるが、さらに密な関係作りや環境整備等に積極的に取り組むことが望まれる。

第2節 期待される役割

ここでは、企業集団の内部統制システムの実効性向上へ向けた、親会社監査役と子会社 監査役の連携における、監査役スタッフに期待される役割を考えてみたい。親会社監査役 スタッフと子会社監査役スタッフの、両面からとらえることとし、これによって、自社が 親子いずれの立場であっても他方のニーズが把握でき、一層の相互理解が図れるものと期 待する。

なお、「有効だった実例」は、アンケート調査の回答結果から、各社で効果を上げられた 取り組みを列挙したものである。今後のヒントとしてお役立ていただければ幸いである。

1. 親会社監査役スタッフ

- (1) 求められる役割
 - ①体制・環境づくり

一般に、子会社監査役は親会社取締役や従業員の兼務も多く、また会社自体の規模も親会社に比べて小さいため、スタッフの陣容も十分でない場合が多い。そこで、親会社監査役が子会社監査役への支援を行う必要があり、監査役スタッフにはその体制や環境を整える役割が期待される。その役割は、一言で表せば「日頃からの情報収集と、自社監査役および子会社監査役への提供」となるだろうが、そこには、例えば「グループ監査役連携のための会議の日程調整、テーマ選定、議事録作成」等が含まれる。

親会社監査役スタッフは、親会社監査役と子会社監査役が円滑な情報の交換・共 有ができるよう、またグループ全体としての課題を共通認識し、グループガバナン スが向上できるように、的確なサポートを行う必要がある。さらに、グループ監査 体制全般の品質向上へ向けた、子会社における監査役監査に関する諸規則の内容・ 運用状況の定期点検も重要な役割の一つである。

また、子会社監査役(特に新任者)へ教育資料を作成・配布したり、親会社常勤監査役の講義をセッティングする等して、子会社監査役が監査役監査に関する知識や理解を深め、業務に活かせるよう補助する。監査業務ノウハウ(重点監査項目の設定方法、監査手法、問題点発見時の対応等)を提供することで子会社監査役の不安感を取り除き、業務が円滑に行え、結果としてグループ内部統制システムが強固なものとなるような仕掛けを行う。

②主体的な取り組み

監査役監査に限ったことではないが、子会社の立場からすると、「親会社の方針や 事業運営状況等についての情報が不足しており、わかりにくい」との思いを抱くケースは多い。親会社監査役スタッフとしては、親会社監査役の監査方針・計画を子会社監査役へ周知徹底し、ベクトル合わせをすることが重要である。 また、日頃から子会社の情報を可能な限り入手し、親会社監査役への可能な限りの情報提供を心掛ける。そして、子会社側で実際に内部統制や会計面等での問題が発生した場合、親会社監査役との橋渡し役となり、情報収集・課題解決を積極的に支援することが求められる。

③知識の向上

子会社といっても、企業規模や事業内容、グループ内での使命・役割等は会社によって様々である。会計や会社法等の知識と合わせ、これらの特性を正しく理解することで、リスクや問題点を発見する視点が明確になるので、子会社そのものについての知識・情報を得ておくことは、親会社監査役スタッフにとって必須である。

また、これをさらに進め、親会社監査役スタッフが子会社監査役と直に接触する機会を増やし、親会社監査役の意図を受けて、監査面でのコンサルティング機能を発揮するようになれば、一層望ましい姿と言えよう。

(2)有効だった実例

- ・グループ監査役連絡会の開催に先立ち、親会社監査役スタッフが子会社監査役を 訪問して意見交換し、親会社監査役との課題の共有化を図り、円滑に連絡会をス タートさせた。
- ・グループ監査役連絡会の事務局を親会社監査役スタッフが担うことで、当該スタッフと子会社監査役が接点を持つ機会が増加し、距離が縮まった。
- ・親会社監査役スタッフが、子会社の新任監査役研修を企画・開催し、新任監査役 の知識の吸収、不安の解消に寄与した。
- ・子会社で法令違反事象が発生した際、子会社監査役と親会社監査役スタッフが連携し、スムーズな解決につながった。
- ・子会社監査役スタッフとの研修会を実施し、優秀事例を共有することで、グルー プ全体の監査品質の向上が図れた。
- ・子会社へヒアリング等を行う際、親会社監査役の命を受けた監査役スタッフが実施。子会社側が変に構えず率直に答え、問題点等が出やすいので、監査役が意識的にスタッフを活用している。

2. 子会社監査役スタッフ

(1)求められる役割

前項でも述べたように、親会社に比べて監査活動上の制約が多い子会社監査役にとって、意思決定等を行う際の情報不足を補う親会社監査役からの情報収集は、重要性が高いとも言える。

例えば、今般実施された会社法改正のような場合、限られた期間で会社も様々な対

応をする必要があり、グループ全体の対応方針等について、子会社監査役スタッフ自ら積極的に親会社監査役(スタッフ)から情報を収集することは、大変重要な役割である。その情報を自社監査役へ提供することはもちろん、調整が必要な場合は親会社と子会社間の調整におけるサポート役をこなすことで、監査役の意思決定に資することができる。

(2)有効だった実例

- ・親会社監査役スタッフに、親会社内の情報提供(内部統制部門や会計監査人等について)を求めた。
- ・親会社監査役スタッフに、親会社監査役の方針や発言の背景等の補足説明を求め、 理解が深まった。
- ・親会社監査役スタッフに、グループ内兄弟会社における参考情報の提供を求めた。
- ・会社法改正に伴う社内規程類改正にあたり、先行改正していた親会社の規程を親 会社監査役スタッフから入手。改正ポイント等の情報を収集して活用した。
- ・親会社と子会社の監査役スタッフ間で定期的な情報交換会を実施(月 1 回程度)。 子会社側から自社の監査計画や監査結果等について報告を行い、親会社側から子 会社との連携に関する情報提供等を行う。
- ・親会社主催の「グループの常勤監査役会議」(年 2 回開催)に、子会社監査役スタッフもオブザーバー出席。終了後実施される懇親会では、親会社監査役、同監査役スタッフに加え、兄弟会社の監査役および監査役スタッフとも情報交換ができる。
- ・グループ内の非上場子会社を対象とする「常勤監査役連絡会」が開催されているが、自社は上場子会社であるため監査役は不参加。代わって監査役スタッフがオブザーバー出席し、情報を収集、監査役へ提供している。

おわりに

お読みいただいた皆様の感想はいかがであっただろうか。「はじめに」で述べたように、 単体経営から企業集団重視に移行した今回の改正会社法に伴う内部統制システム等の見直 しにおいて、会員各社ではどのように対応されているかが我々スタッフ研究会の主要な問 題意識の発端であった。また、改正会社法に伴う監査役の実務対応が他社でいかに対応さ れているのかも、監査役スタッフ共通の問題意識であり、スタッフ研究会で討議を重ねた (検討の土台となったアンケートは、改正会社法施行前の平成27年1月と4月に実施した。)。

親会社監査役と子会社監査役の連携の実態を調査するために実施したアンケートでは、 質問項目が多くなってしまったにもかかわらず、親会社ならびに子会社の監査役の連携、 親会社監査役による子会社監査役の支援体制、子会社監査役による親会社監査役への報告 体制等について、実に熱心な回答を多くいただいた。そのお力添えもあって、改正会社法 への対応状況を窺い知ることができた。これらの集計と我々による考察が、少しでも読者 諸兄の参考に供せられたとすれば、スタッフ研究会一同、望外の幸せである。

末筆であるが、既に記したように質問項目が多岐に亘り、更に一部で実施した数度に亘る追加質問にも、ご多用の中で快く回答していただいた会員企業の監査役の皆様に改めて 謝意を申し上げたい。

以上

公益社団法人日本監査役協会関西支部 監査役スタッフ研究会 メンバー

会社名	氏名	備考
関西電力㈱	猪早 明彦	幹事
ニチユ三菱フォークリフト㈱	手島 慎哉	幹事
㈱エスケーエレクトロニクス	西澤 成浩	
大阪ガス㈱	柳 伸之介	
近鉄グループホールディングス(株)	山川 雄一	
㈱近鉄百貨店	平岡 敏	
グローリー(株)	長野 宏昭	
㈱ジーエス・ユアサコーポレーション	鎌田 健蔵	
中国電力㈱	三宅 英治	
㈱ドウシシャ	今井 康裕	
西日本旅客鉄道㈱	荒武 賢一	
日本金銭機械㈱	財津 素理	
㈱ハイレックスコーポレーション	西村 友輔	
パナソニック㈱	樋口 善久	
阪和興業㈱	江口 隆男	
三ツ星ベルト(株)	中川 伸夫	
(公社)日本監査役協会	時田 武明	事務局

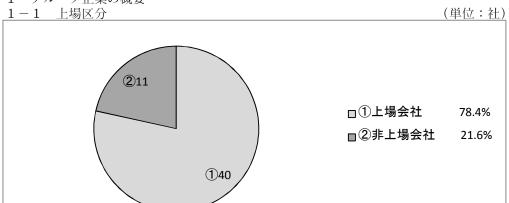
(順不同·敬称略)

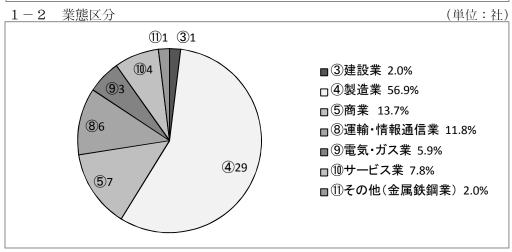
参考資料

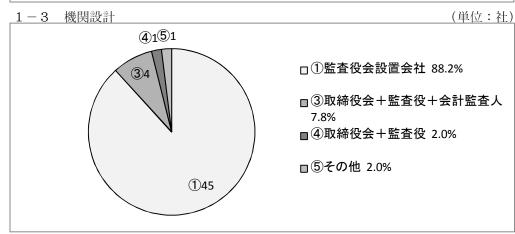
資料 会社概要及び監査役スタッフに関するアンケート集計

以下は、本編のアンケート回答会社に関する参考データとしての統計である。 親会社、子会社、親子会社の立場からグループ企業の概要、監査役スタッフ体制等の実態を集計し、グラフ化した。 本編の統計とともに参考にされたい。構成は以下のとおりである。

- I 親会社
 - 1 グループ企業の概要
 - 2 監査役スタッフ
- Ⅱ 子会社
 - 1 グループ企業の概要2 監査役スタッフ
- Ⅲ 親子会社
 - 1 グループ企業の概要
 - 2 監査役スタッフ
- I 親会社(回答数 51社)
- 1 グループ企業の概要

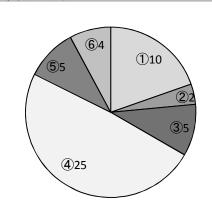






1-4 資本金規模

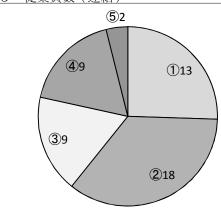
(単位:社)



- □①500億円以上 19.6%
- ■②200億円以上500億円未満 3.9%
- ■3100億円以上200億円未満 9.8%
- □ 4 10億円以上100億円未満 49.0%
- 55億円以上10億円未満 9.8%
- □ 65億円未満 7.8%

1-5 従業員数(連結)

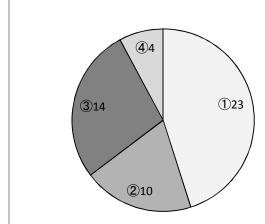
(単位:社)



- □①5,000人以上25.5%
- ■②1,000人以上5,000人未満35.3%
- □3500人以上1,000人未満17.6%
- 4300人以上500人未満 17.6%
- □ ⑤100人以上300人未満 3.9%

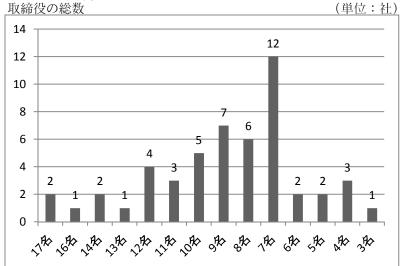
1-6 売上高(連結)

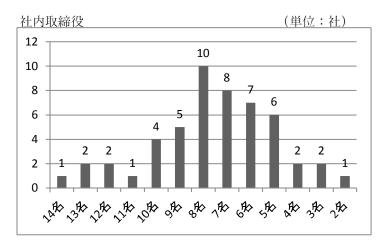
<u>(単位:社)</u>

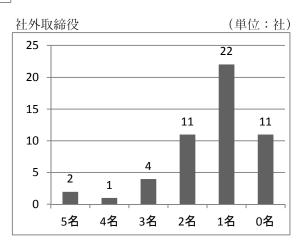


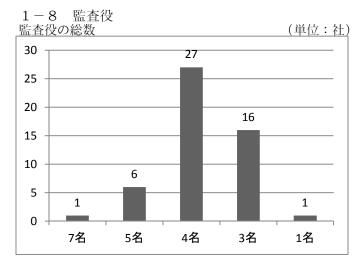
- □①1,000億円以上 45.1%
- ■②500億円以上1,000億円未 満 19.6%
- ③100億円以上500億円未満 27.5%
- □ ④100億円未満 7.8%

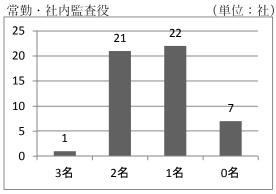
1-7 取締役

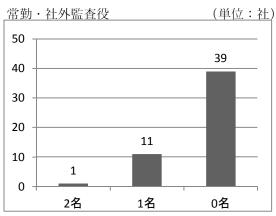


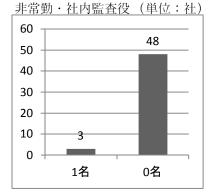


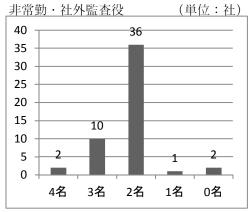






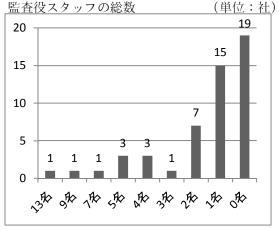






2 監査役スタッフ

2-1 監査役スタッフ



監査役室の有無	(単位:社)
有20 無31	□有 39.2%

内訳

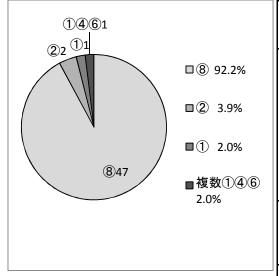
監査役ス タッフ総数	専任	兼任	社数
13名	13名		1社
9名	9名		1社
7名	7名		1社
5名	4名	1名	2社
		5名	1社
4名	4名		2社
		4名	1社
3名	3名		1社
2名	2名		1社
	1名	1名	2社
		2名	4社
1名	1名		5社
		1名	10社

兼任先の部署

内部監査室	7社
監査室(部)	6社
総務部	2社
総務人事部	1社
秘書室	1社
複数部署で兼任	3社

2-2 監査役スタッフの増減(前事業年度末との比較)





- 常勤監査役を補佐するカンパニー監査役員の活 (1) 動支援強化のため増員。 体制強化のため。
 - 監査役を1名増員し監査役会設置会社となり、 監査役会への出欠確認や監査役会議事録などの (2) 調整に必要と判断し兼任スタッフを採用した。

監査役会事務局を構成する内部監査室員の不足 により監査役スタッフの選任を見送っていたが 現事業年度から選任を行った。

- 監査役室長が定年のため交代、新室長と6ヶ月 (8) 間のみ引継ぎで増員となっていたが、2月より 2名に戻った。
- 兼任スタッフ2名のうち1名を専任とし、独立 複数①④⑥ 性を高めた。
- ①専任スタッフを増員した
- ③専任スタッフを減員した
- ⑦専任スタッフが、兼任スタッフになった
- ②兼任スタッフを増員した
- ④兼任スタッフを減員した
- ⑤兼任スタッフをやめ、専任スタッフにした ⑥兼任スタッフだけであったが、専任スタッフも置いた

⑧増減なし

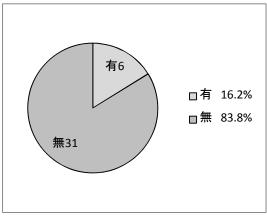
その他

海外子会社で監査役に相当する役割を持つ役員がいる場合、

親会社監査役との連携について、当該海外子会社と国内子会社で区別していますか。

(注)設問に回答した37社で集計

(単位:社)



連携を効果的に行うためにどのような工夫をしていますか

関係会社監査役連絡会およびと不定期ではあるが相互気 づきの意思疎通。

グループ監査役連絡会のメンバーとして、参画してい

海外子会社については、親会社監査役が監査を実施する 前に情報交換を実施。

海外子会社(タイ)で監査役に相当する役割を持つ役員が 親会社取締役であり、親会社経営会議で情報交換を密に 行っている。

現在は中国に小規模な1社のみであるため、親会社監査役 としての連携について注力していないが、今後の課題と 認識している。

グローバル監査会議とグローバル監査会議メンバー報告 ボックス。

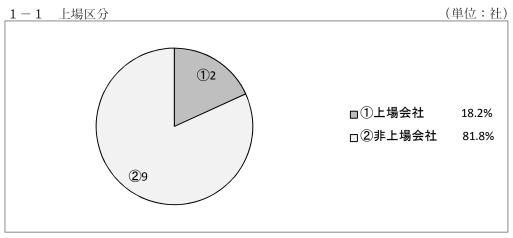
国内は監査役連絡会を実施。海外は特になし。

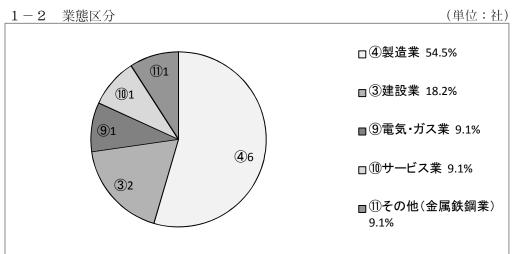
海外子会社において監査役に相当する役割を持つ役員は 設置していない。

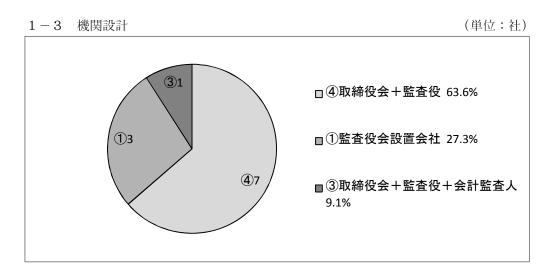
連携はできていない。

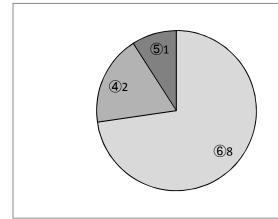
Ⅱ 子会社(回答数 11社)

1 グループ企業の概要





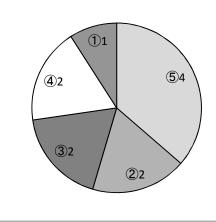




- □ 65億円未満 72.7%
- 410億円以上100億円未満 18.2%
- 55億円以上10億円未満 9.1%

1-5 従業員数(連結)

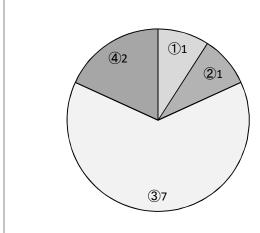
(単位:社)



- □⑤100人以上300人未満 36.3%
- □②1,000人以上5,000人未満 18.2%
- ■3500人以上1,000人未満 18.2%
- □ ④ 300人以上500人未満 18.2%
- ■①5,000人以上9.1%

1-6 売上高(連結)

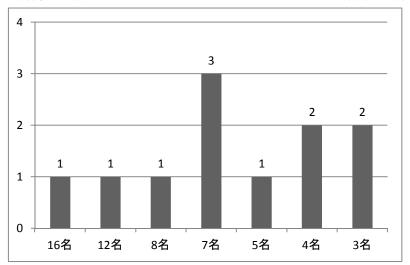
(単位:社)



- □ 1,000億円以上 9.1%
- □②500億円以上1,000億円未 満9.1%
- □3100億円以上500億円未満 63.6%
- ■④100億円未満 18.2%

1-7 取締役 取締役の総数

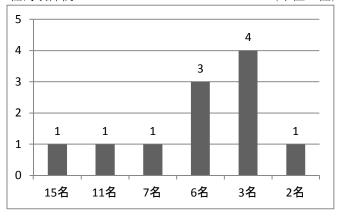
(単位:社)

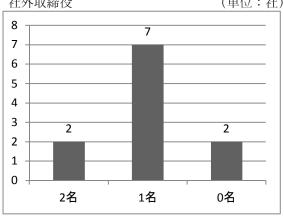


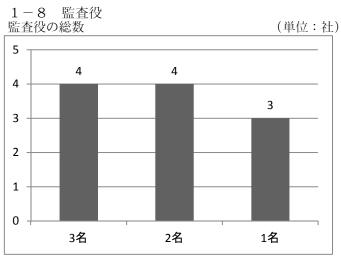
社内取締役

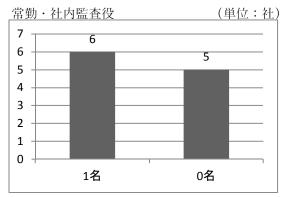
社外取締役 (単位:社)

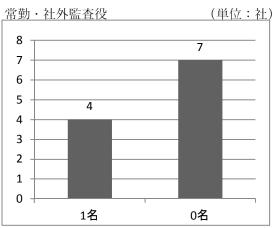
(単位:社)



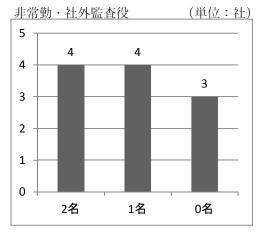






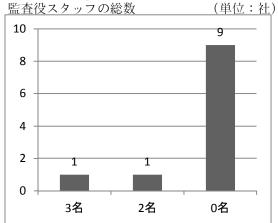


非常勤・社内監査役 (単位:社) 12 10 10 8 6 4 2 0 1名 0名



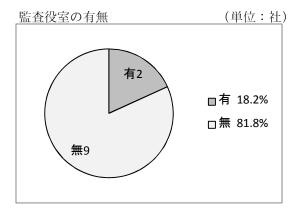
2 監査役スタッフ

2-1 監査役スタッフ 監査役スタッフの総数

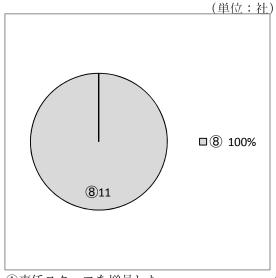


内訳

監査役ス タッフ総数	専任	兼任	社数
3名	3名		1社
2名	2名		1社



2-2 監査役スタッフの増減(前事業年度末との比較)

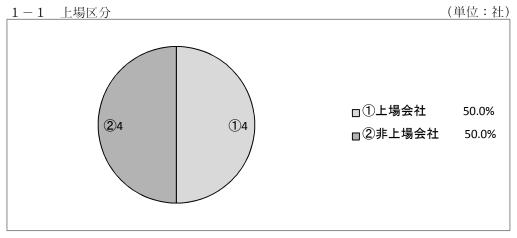


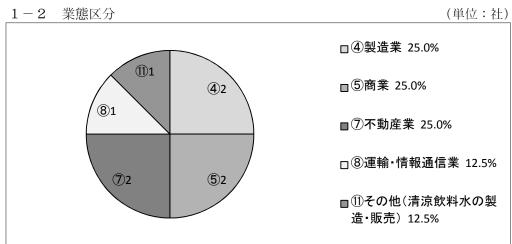
- ①専任スタッフを増員した
- ③専任スタッフを減員した
- ⑦専任スタッフが、兼任スタッフになった
- ⑧増減なし

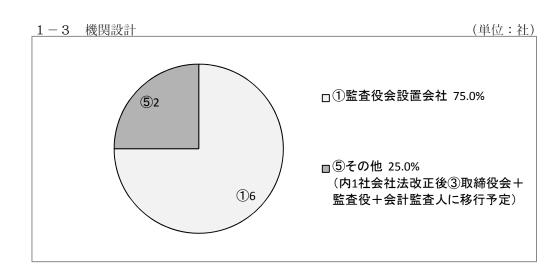
- ②兼任スタッフを増員した
- ④兼任スタッフを減員した
- ⑤兼任スタッフをやめ、専任スタッフにした ⑥兼任スタッフだけであったが、専任スタッフも置いた

Ⅲ 親子会社(回答数 8社)

1 グループ企業の概要

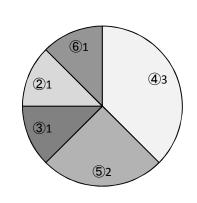






1-4 資本金規模

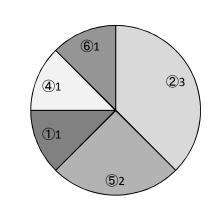
(単位:社)



- □ ④10億円以上100億円未満 37.5%
- □ ⑤ 5億円以上10億円未満 25.0%
- ■3100億円以上200億円未満 12.5%
- □②200億円以上500億円未満 12.5%
- 65億円未満 12.5%

1-5 従業員数(連結)

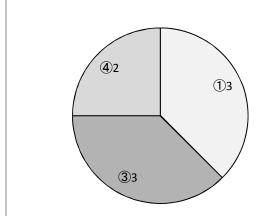
(単位:社)



- □②1,000人以上5,000人未満37.5%
- □⑤100人以上300人未満 25.0%
- ■①5,000人以上12.5%
- □ 4300人以上500人未満 12.5%
- ■⑥100人未満 12.5%

1-6 売上高(連結)

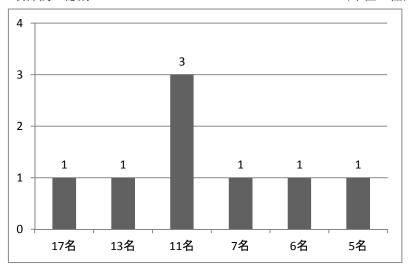
(単位:社)



- □①1,000億円以上 37.5%
- ■3100億円以上500億円未満 37.5%
- □ 4100億円未満 25.0%

1-7 取締役 取締役の総数

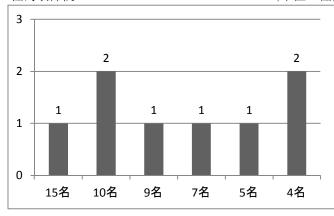


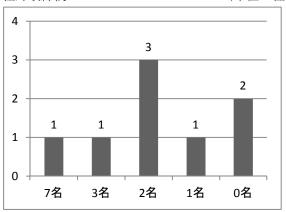


社内取締役

(単位:社) 社外取締役

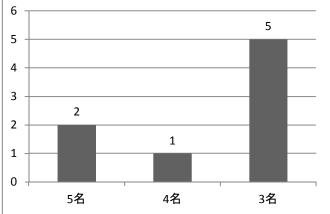
(単位:社)

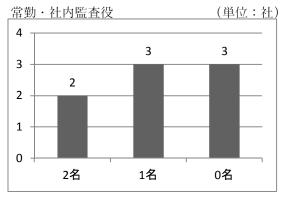


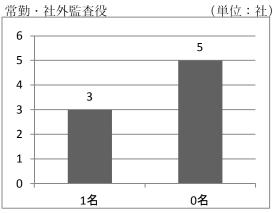




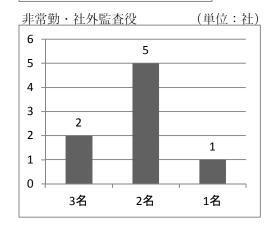
(単位:社)





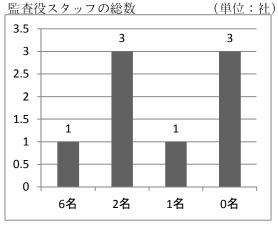


非常勤・社内監査役 (単位:社)



2 監査役スタッフ

2-1 監査役スタッフ

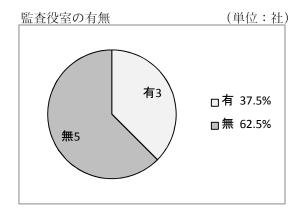


内訳

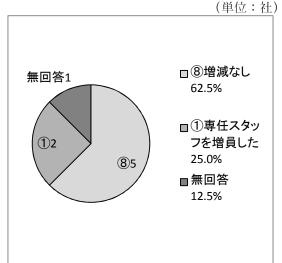
監査役ス タッフ総数	専任	兼任	社数
6名	5名	1名	1社
2名	2名		1社
2/1		2名	2社
1名	1名		1社

兼任先の部署

水圧ルグ卵有	
親会社 <hd>監査役スタッフ</hd>	1社
経理部門	1社
監査室	1社



2-2 監査役スタッフの増減(前事業年度末との比較)



- ①専任スタッフを増員した
- ③専任スタッフを減員した
- ⑦専任スタッフが、兼任スタッフになった
- ⑧増減なし

- ②兼任スタッフを増員した
- ④兼任スタッフを減員した
- ⑤兼任スタッフをやめ、専任スタッフにした ⑥兼任スタッフだけであったが、専任スタッフも置いた